

静岡県告示第46号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和2年静岡県告示第528号により指定した要措置区域の全部の指定を次のとおり解除したので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示する。

令和3年1月29日

静岡県知事 川勝平太

1 指定を解除した要措置区域

藤枝市高柳三丁目923番1、同924番及び同925番5の各一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

3 講じられた措置等

基準不適合土壤の掘削による除去

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び中部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）